

## 冷却遠心機仕様書

- 1 件名及び数量            冷却遠心機        2セット
- 2 納入期限                令和3年12月17日（金）
- 3 設置場所                都南浄化センター（盛岡市東見前3-10-2）1階 水質試験室 及び  
一関浄化センター（一関市中里字南谷起6-4）1階 水質試験室
- 4 用途  
水質試験及び汚泥試験において試料の分離精製に用いるものである。

### 5 装置構成及び数量

#### (1) 都南浄化センター

	冷却遠心機	1セット
（内訳）	冷却遠心機本体	1台
	スイングロータ	1個
	バケット	1クミ
	チューブ	1クミ

#### (2) 一関浄化センター

	冷却遠心機	1セット
（内訳）	冷却遠心機本体	1台
	スイングロータ	1個
	バケット	1クミ
	チューブ	1クミ

なお、下表に示した参考機種又は次項の構成機器の仕様を満たす同等以上の性能を有する装置とすること。

エッペントルフ・ハイマック・テクノロジーズ株式会社 多本架冷却遠心機			一セット
（内 訳）	冷却遠心機本体	himac CF5RE P/N 91561500	1台
	スイングロータ	T3S9 P/N 91592300	1個
	バケット	4個/クミ P/N S304312B	1クミ
	チューブ	500PA チューブ 4本/クミ P/N S303830A	1クミ

## 6 構成機器の仕様

### (1) 冷却遠心機本体

- ア 最高回転速度：4,800rpm 以上であること
- イ 最大遠心加速度：4,170×g 以上であること
- ウ 最大容量：3,000mL 以上であること
- エ 設定回転速度：300～4,800rpm、10rpm きざみで設定できること
- オ 温度設定範囲：-9～40℃、1℃きざみで設定できること
- カ タイマー：連続運転、1～99 分のタイマーを有すること
- キ 安全装置：漏電ブレーカを備えること
- ク 電源：AC100V 単相であり、15A 以下であること

### (2) スィングロータ

- ア 最高回転速度：3,000rpm 以上であること
- イ 最大遠心加速度：2,140×g 以上であること
- ウ ロータ最大容量：500mL×4 本以上であること
- エ 自動バランス機能：有すること
- オ 許容インバランス量：50g/バケット程度であること

### (3) バケット

- ア 適用チューブ：同項(4)記載品であること
- イ 入数：4 個であること

### (4) チューブ

- ア 容量：500mL であること
- イ 寸法：φ103×108mm であること
- ウ 形状：下部から上部まで概ね同じ径で、開口部が細くなっていないこと
- エ 入数：4 本であること

### (5) その他運転及び設置に必要な付属品 一式

## 7 装置の設置

- (1) 指定場所（各浄化センター 1 階水質試験室内。いずれも台車等で搬入可能であること。）へ搬入し、据え付け、運転可能な状態に調整すること。
- (2) 装置の搬入、据え付け及び調整等に必要な機械器具材料等は全て受注者の負担とする。
- (3) 電源は既設の設備を使用すること。既設設備の加工等を必要とする場合は、納入装置に合わせて受注者が加工及び調整を行い、装置が正常に稼働するようにすること。
- (4) 既設の施設を汚損したときは、受注者の責任で復旧すること。
- (5) 設置作業が完了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分又は撤去し、清掃すること。

## 8 納入条件

- (1) 最新式で、新品で、日本語に対応していること。
- (2) メーカー基準の据付条件により動作及び性能を確認すること。
- (3) 引渡し後、担当者間協議のうえ取扱説明を行うこと。
- (4) 岩手県内に、製品にかかる本店、支店、営業所又は代理店があり、故障が発生した場合には即時に対応できること。

## 9 提出書類

- (1) 取扱説明書 1部/セット
- (2) 保証書 1部/セット

## 10 保証

受注者は、納入後1年以内に発生した当該機器等に係る不具合に対し、使用者の故意又は過失でない場合は、無償で交換又は修理及びメンテナンス等を行うこと。

ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1年以上に渡る場合にはそれを適用する。

## 11 その他

- (1) 発注者がこの仕様に合致しない機器等が納入されたと判断した場合は契約を無効とし、機器の納入及びその撤去費用等は受注者が全て負担するものとする。
- (2) この仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。